

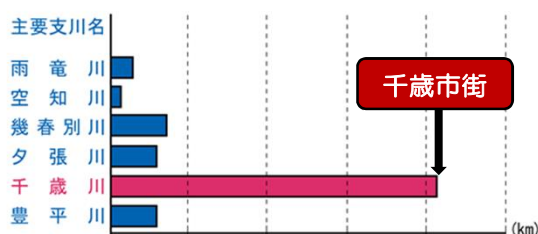
千歳川流域は「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき 「特定都市河川」 および 「特定都市河川流域」 に指定※されました

※令和5年8月31日指定

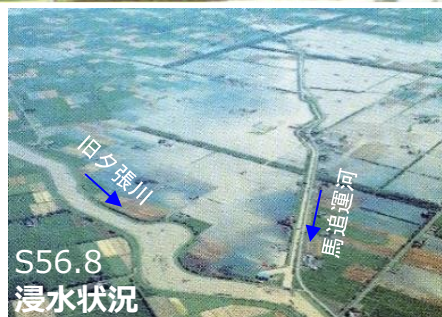
ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践に向けて、ハード整備の加速に加え、国・道・市町・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり、流域における貯留・浸透機能の向上等を推進していきます。

千歳川の治水上の課題

- ◆ 千歳川流域は、中下流部に広大な低平地が広がっているため、洪水時に石狩川の高い水位の影響を約40kmにわたり長時間受けるという他地域にない課題を有しています。
- ◆ 堤防整備・河道掘削等の河川整備は途上であり、さらに気候変動の影響を踏まえると水害の頻発化・激甚化による水害リスクは高くなることが懸念されます。



洪水時に石狩川の高い水位の影響を受ける区間の延長



これまでの千歳川流域における治水対策

河川整備

堤防整備（整備中）

- ◆ 石狩川の高い水位の影響を長時間受けることに対応した、石狩川合流点における**石狩川本川と同程度の堤防高・天端幅を有する堤防整備**を実施中。

河道掘削（整備中）

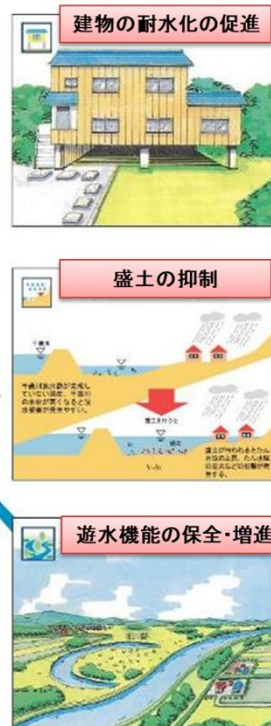
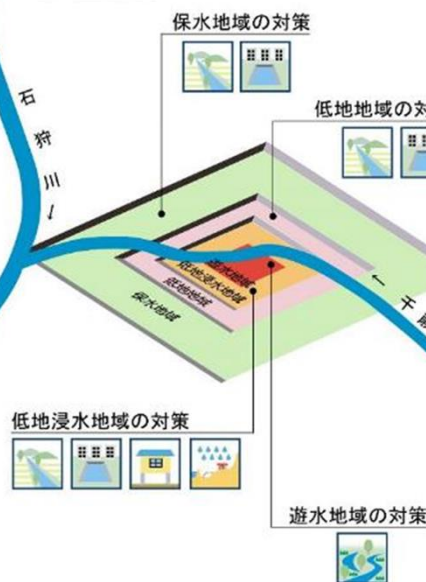
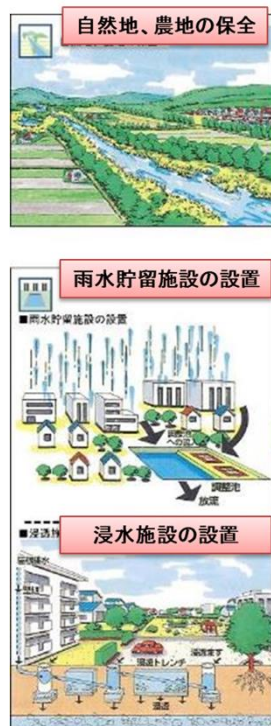
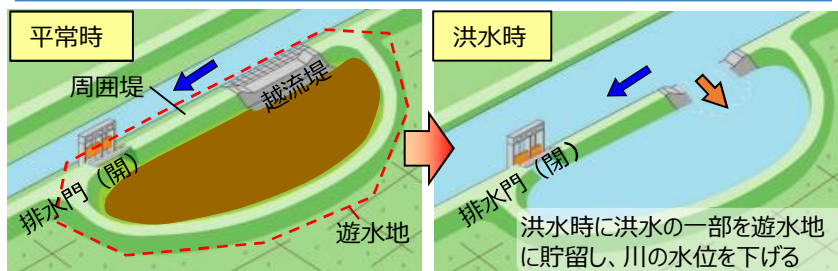
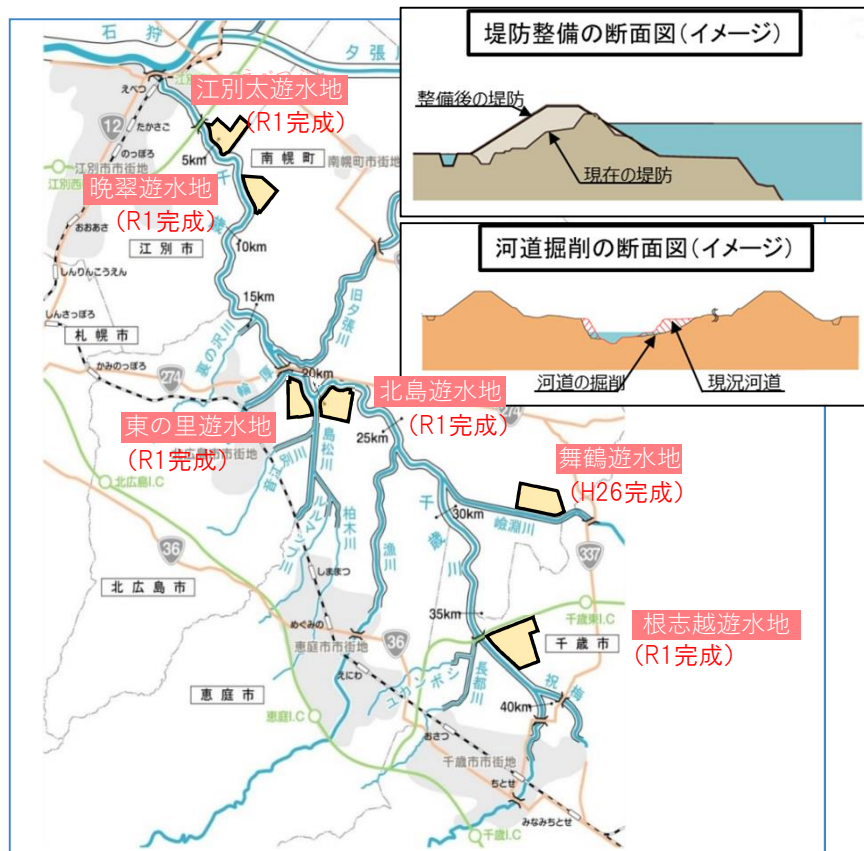
- ◆ 河道断面が不足している区間では、**洪水時の水位を下げる河道掘削**を実施中。

遊水地群（完成）

- ◆ 昭和56年8月上旬降雨により発生する洪水のピーク水位を計画高水位以下となるよう流域**4市2町**の地先において、洪水調節容量がおおむね5千万 m^3 の遊水地群を**千歳川本支川に分散して整備**しました。

流域における取組

- ◆ 千歳川流域は、これまでも各関係機関が連携を密にし、流域の治水対策に取り組んできた地域であり、特に、宅地開発などに伴う流出量の増大に対しては、流出抑制のための指導基準を設け、各関係機関がこれに基づき流出抑制対策を実施してきました。

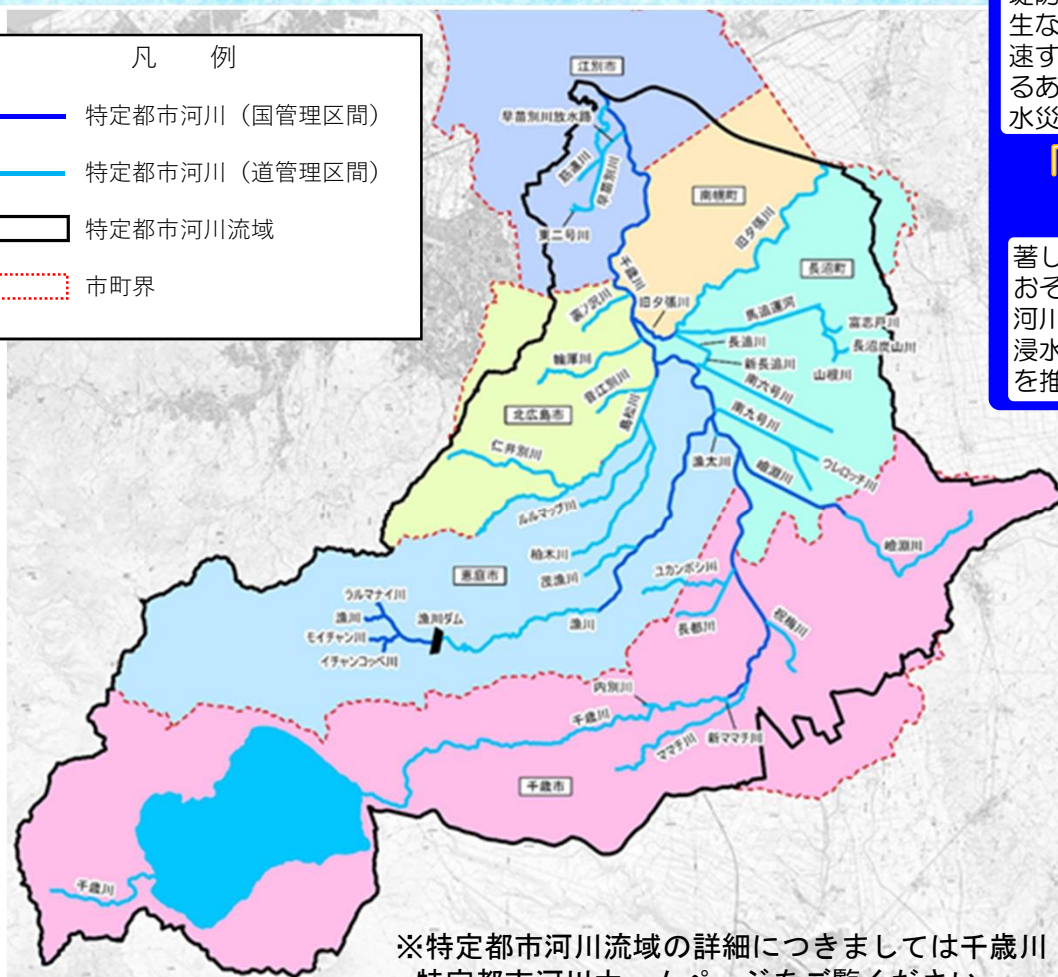


流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う水害対策である「**流域治水**」を推進しており、当該流域においても、これまで取り組んできた流出抑制対策等の実効性をさらに高めていく必要があります。

千歳川特定都市河川区間及び特定都市河川流域図

凡 例

- 特定都市河川（国管理区間）
- 特定都市河川（道管理区間）
- 特定都市河川流域
- 市町界



※特定都市河川流域の詳細につきましては千歳川特定都市河川ホームページをご覧ください。

「流域治水」とは？

堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考えです。



「特定都市河川浸水被害対策法」とは？

著しい浸水被害が発生するおそれがある都市部を流れる河川及びその流域等について、浸水被害の防止のための対策を推進する法律です。



- 河川区間：
石狩川水系千歳川等の計35河川

- 流域面積：
約1,245 km²

(江別市の一部、恵庭市、北広島市の一部、千歳市の一部、長沼町の一部、南幌町の一部)

特定都市河川及び特定都市河川流域に指定されると

特定都市河川に指定することにより、河川整備の加速化に加え、流域における雨水流出抑制対策等を法的枠組みのもと推進し、**早期に千歳川流域における水害への安全性の向上を図ります。**

河川整備の加速化（外水・内水対策）

- ◆ 堤防整備・河道掘削等の外水対策の加速化による堤防決壊等による壊滅的な被害の軽減を図ります。
- ◆ 流域の各地で頻発する内水氾濫に対して、排水ポンプ車等により円滑かつ迅速に内水排除を行うため、必要な進入路、作業ヤードを確保するとともに釜場を整備する。また、河川整備の進捗に応じた排水機場の排水規制の緩和等により内水被害の軽減を図ります。



堤防整備



釜場整備

※具体的な対策内容については、今後の調査、検討等により変更となる場合があります。

流域における雨水流出抑制対策

雨水浸透阻害行為の許可制度

- ◆ 特定都市河川流域では、水災害に強いまちづくりの一環として、**雨水が河川に流れ込む量を現在より増やす行為について許可が必要**となります。

※詳細は裏面でご紹介しています。

雨水貯留浸透施設整備への支援

- ◆ 民間事業者等が、流域水害対策計画に基づく雨水貯留浸透施設※を整備する場合、**税制等の支援**を受けることができます。

※一定規模以上の容量や適切な管理方法等の条件を満たした雨水貯留浸透施設が対象となります。

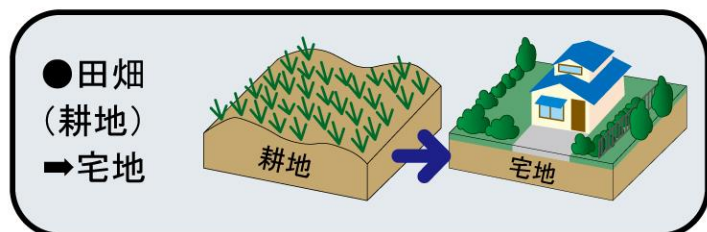
- ◆ 流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、**公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進**します。

特定都市河川流域で雨水浸透阻害行為を行う際には 流出抑制のための許可が必要になります。

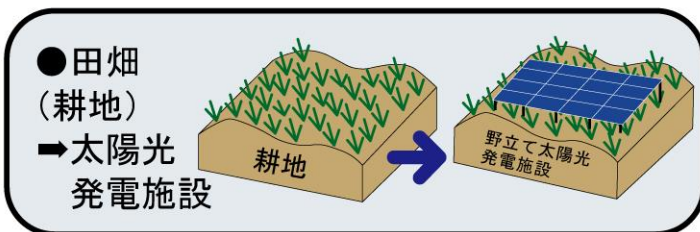
- 特定都市河川流域内の宅地等以外の土地で行う**1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為**（土地の締固めや開発などにより雨水をしみ込みにくくする行為、すなわち、雨水が河川に流れ込む量を現在よりも増やす行為）は、北海道知事の**許可が必要**になります。
- 許可にあたっては、技術基準に従った**雨水を貯めたりしみ込ませたりする対策が必要**になります。

対象となる行為（雨水浸透阻害行為）の例

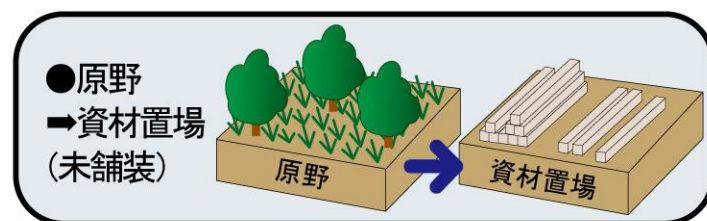
1. 「宅地等以外の土地」を「宅地等」にする
ために行う土地の形質の変更



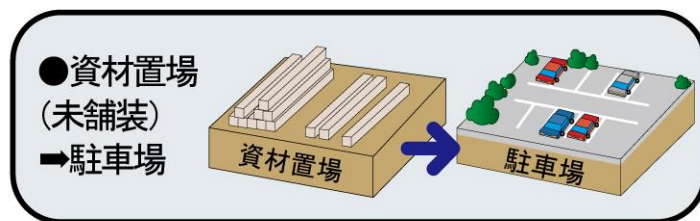
2. 「宅地等以外の土地」への「太陽光発電施設」の設置



3. ローラー等により土地を締め固める行為



4. 土地の舗装（不透水性の材料で覆うこと）

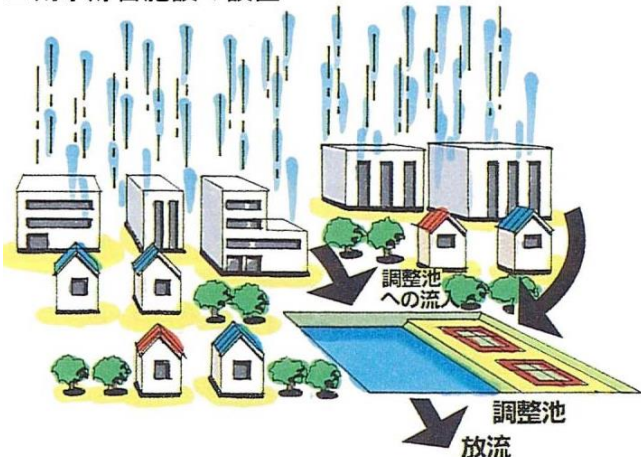


「宅地等」に含まれる土地：宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道、飛行場

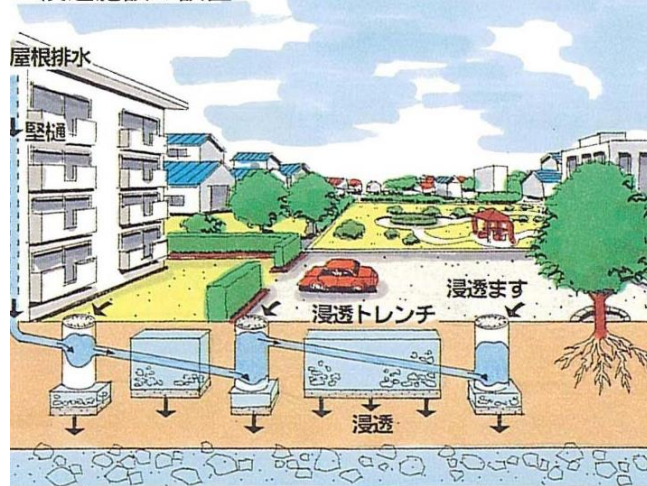
「宅地等以外の土地」：山地、林地、耕地、原野等（注：太陽光発電施設は宅地に該当）

対策工事（雨水浸透貯留施設）の例

■雨水貯留施設の設置



■浸透施設の設置



■相談窓口

【特定都市河川全般に関すること】

◇北海道開発局 札幌開発建設部 江別河川事務所 TEL: 011 (382) 2358
千歳川河川事務所 TEL: 0123 (24) 1114

【雨水浸透阻害行為許可申請に関すること】

◇北海道 建設部 土木局 河川砂防課 TEL: 011 (231) 4111 (内線29-325)

(千歳川特定都市河川ホームページ) →

